

○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条）</p> <p>第二章 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者</p> <p>第一節 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者（第二条の二―第三十七条の八）</p> <p>第二節 少額短期保険業者の特例（第三十八条―第三十八条の十―五）</p> <p>第三章 保険募集（第三十九条―第四十四条の二）</p> <p>第四章 雑則（第四十五条―第四十七条の三）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「少額短期保険業者」、「生命保険募集人」、「損害保険代理店」、「少額短期保険募集人」、「所属保険会社等」、「保険仲立人」又は「保険募集」とは、それぞれ保険業法（以下「法」という。）第二条に規定する保</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 保険会社等（第二条の二―第三十七条の八）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章 保険募集（第三十八条―第四十四条の二）</p> <p>第四章 雑則（第四十五条―第四十七条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「生命保険募集人」、「損害保険代理店」、「所属保険会社」、「保険仲立人」又は「保険募集」とは、それぞれ保険業法（以下「法」という。）第二条に規定する保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外</p>

險会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人、所属保険会社等、保険仲立人又は保険募集をいう。

（会社その他の事業者から除かれる者の範囲等）

第一条の二 法第二条第一項第二号ロに規定する政令で定める事業者は、当該会社その他の事業者又はその役員若しくは使用人（役員又は使用人であった者を含む。以下この項並びに次条第二号及び第三号において同じ。）が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下同じ。）を相手方として法第三条第四項各号又は第五項各号に掲げる保険の引受けを行う事業を行うことを専ら目的とする会社（外国会社を含む。次条第二号において同じ。）その他の事業者（保険会社、外国保険会社等、免許特定法人（法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人をいう。以下同じ。）の引受社員（法第二百十九条第一項に規定する引受社員をいう。以下同じ。）及び少額短期保険業者を除く。）とする。

2 法第二条第一項第二号ロに規定する政令で定める親族は、配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族とする。

国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、生命保険募集人、損害保険代理店、所属保険会社、保険仲立人又は保険募集をいう。

（新設）

(保険業の定義から除かれるもの)

第一条の三 法第二条第一項第二号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 地方公共団体が事業者(当該地方公共団体の区域内に所在するものに限り)又はその役員若しくは使用人を相手方として行うもの(法第二条第一項第二号イに掲げるものを除く。)

二 一の会社(当該会社若しくはその連結子会社等(内閣府令で定めるところにより当該会社と連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる子会社その他の会社をいい、連結子会社等であつた会社を含む。以下この号において同じ。)又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として法第三条第四項各号又は第五項各号に掲げる保険の引受けを行う事業を行うことを専ら目的とする会社(保険会社、外国保険会社等、免許特定法人の引受社員及び少額短期保険業者を除く。)を除く。)若しくは当該会社の連結子会社等又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として行うもの(法第二条第一項第二号ロ又は二に掲げるものを除く。)

三 一の包括宗教法人(宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)第五十二条第二項第四号に規定する宗教団体がある場合における当該宗教団体であつて、宗教法人(同法第四条第二項に規定する宗教法人をいう。以下この号において同じ。)であるものをいう。)若しくは当該包括宗教法人に包括される宗教法人又はこ

(新設)

これらの役員若しくは使用人が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として行うもの（法第二条第一項第二号ロに掲げるものを除く。）

四 一の国家公務員共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項又は第二項の規定により設けられた国家公務員共済組合をいう。）又は一の地方公務員共済組合（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第三条第一項の規定により設けられた地方公務員共済組合をいう。以下この号において同じ。）の組合員（組合員であつた者を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体（地方公務員共済組合の組合員が構成する団体にあつては、同一の任命権者により任用された組合員が構成するものに限る。）がその構成員又はその親族を相手方として行うもの

五 国会議員（国会議員であつた者を含む。）が構成する団体又は一の地方議会議員共済会（地方公務員等共済組合法第五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会をいう。）の会員（会員であつた者を含む。）が構成する団体（同一の地方公共団体の議会に属する会員が構成するものに限る。）がその構成員又はその親族を相手方として行うもの

六 一の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。第八号において同じ。）がその児童又は幼児を相手方として行うもの

七 一の専修学校（学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校

をいう。以下この号及び次号において同じ。）一の各種学校（同法第八十三条第一項に規定する各種学校のうち、内閣府令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）又は一の専修学校若しくは各種学校の生徒（各種学校にあつては内閣府令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）が構成する団体がその生徒を相手方として行うもの

八 同一の設置者（国及び地方公共団体を除く。次号において同じ。）が設置した二以上の学校等（学校、専修学校又は各種学校をいう。次号において同じ。）の学生又は生徒が構成する団体がその学生等（学生、生徒、児童又は幼児をいう。次号において同じ。）を相手方として行うもの

九 一の学校等又は同一の設置者が設置した二以上の学校等の学生等の保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）又は教職員が構成する団体がその構成員又は学生等を相手方として行うもの

第一条の四 法第二条第一項第三号に規定する政令で定める人数は、千人とする。

2 法第二条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 二以上の団体が同一の者に業務及び財産の管理を委託している場合その他当該二以上の団体の間に内閣府令で定める密接な関係がある場合において、当該二以上の団体が相手方とする者の総数が千人を超えるもの

（新設）

二 二以上の団体が、保険料として收受した金銭その他の資産を協同して運用し、又は引き受けた保険契約を協同して再保険に付している場合において、当該二以上の団体が相手方とする者の総数が千人を超えるもの

三 再保険の引受けを行うもの

四 一の個人から一年間に收受する保険料（内閣府令で定める保険契約にあつては、内閣府令で定める保険料とする。以下この号において同じ。）の合計額が五十万円を超える保険の引受け又は一の法人から一年間に收受する保険料の総額が千万円を超える保険の引受けを含むもの

（少額短期保険業に係る保険の保険期間）

第一条の五 法第二条第十七項に規定する政令で定める期間は、一年

（法第三条第五項第一号に掲げる保険にあつては、二年）とする。

（少額短期保険業に係る保険の保険金額）

第一条の六 法第二条第十七項に規定する政令で定める金額は、一の被保険者につき、次の各号に掲げる保険の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 人の死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約する保険であつて、第五号に掲げるもの以外の保険 三百万円

二 法第三条第四項第二号イ、ロ、ニ又はホに掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによつて生ずることのある当該人の損害をてん補することを約する保険であつて、次号及

（新設）

（新設）

び第四号に掲げるもの以外の保険 八十万円

三 重度障害保険（法第三条第四項第二号ロ又はニに掲げる事由のうち、人の重度の障害の状態として内閣府令で定めるものに関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによつて生ずることのある当該人の損害をてん補することを約する保険であつて、次号に掲げるもの以外の保険をいう。以下この号及び次号において同じ。）のうち、同一の被保険者について引き受ける保険に重度障害保険及び第一号、次号又は第五号に掲げる保険が含まれる場合には、当該重度障害保険に係る保険金の支払又は損害のてん補（以下この条において「保険金の支払等」という。）により、第一号、次号又は第五号に掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているもの 三百万円

四 特定重度障害保険（重度障害保険のうち、傷害を受けたことを原因とする人の重度の障害の状態に関するものをいう。以下この号において同じ。）のうち、同一の被保険者について引き受ける保険に特定重度障害保険及び第一号、前号又は次号に掲げる保険が含まれる場合には、当該特定重度障害保険に係る保険金の支払等により、第一号、前号又は次号に掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているもの 六百万円

五 傷害死亡保険（法第三条第四項第二号ハに掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれによつて生ずることのある当該人の損害をてん補することを約する保険をいう。以下この号

において同じ。) 三百万円(同一の被保険者について引き受ける保険に傷害死亡保険と第一号に掲げる保険が含まれる場合に、当該傷害死亡保険に係る保険金の支払等により、第一号に掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているものにあつては、六百万円)

六 法第三条第五項第一号に掲げる保険 千万円

(少額短期保険業に係る保険から除かれる保険)

第一条の七 法第二条第十七項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる保険とする。

- 一 人の生存に関し、一定額の保険金を支払うことを約する保険
- 二 保険期間の満了後満期返戻金を支払うことを約する保険
- 三 法百八条第一項の規定により同項に規定する特別勘定を設けなければならない保険
- 四 再保険
- 五 保険料又は保険金、返戻金その他の給付金の額が外国通貨で表示された保険
- 六 保険金の全部又は一部を定期的に、又は分割払の方法により支払う保険であつて、その支払の期間が一年を超えるもの

第二章 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者

第一節 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者

(特定相互会社)

(新設)

第二章 保険会社等

(新設)

第五条の二 法第三十八条第一項に規定する政令で定めるものは、社員総数が五万名以下の相互会社とする。

(特定相互会社の提案権に係る人数)

第五条の二の二 法第三十八条第一項に規定する政令で定める数は、社員総数の百分の一に相当する数又は五十名のうちいずれか少ない数とする。

(社員の提案等に係る電磁的方法の規定の準用)

第五条の二の三 (略)

(削る)

(新設)

(新設)

(社員の提案等に係る電磁的方法の規定の準用)

第五条の二 (略)

2 第四条の六の規定は、法第四十一条において商法第二百三十二条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の六中「相互会社の発起人」とあるのは「社員総会を招集する者」と、「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

3 第四条の七の規定は、法第四十一条において商法第二百三十七条ノ三第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

4 第四条の八の規定は、法第四十一条において商法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の八中「社

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(特定相互会社の社員総会招集請求権に係る人数)

第五条の二の四 法第三十九条第一項に規定する政令で定める数は、社員総数の百分の三に相当する数又は百五十名のうちいずれか少ない数とする。

(社員総会の招集の通知等に係る電磁的方法の規定の準用)

第五条の二の五 第四条の六の規定は、法第四十一条において商法第二百三十二条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の六中「相互会社の発起人」とあるのは「社員総会を招集する者」と、「社員になろうとする者」とあるのは「社

員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

5 第四条の九の規定は、法第四十一条において商法第二百三十九条ノ三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の九中「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と、「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

6 第四条の十の規定は、法第四十一条において商法第二百三十九条ノ三第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の十中「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

員」と読み替えるものとする。

2 第四条の七の規定は、法第四十一条において商法第二百三十七条ノ三第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

3 第四条の八の規定は、法第四十一条において商法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の八中「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

4 第四条の九の規定は、法第四十一条において商法第二百三十九条ノ三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の九中「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と、「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

5 第四条の十の規定は、法第四十一条において商法第二百三十九条ノ三第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の十中「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

(社員総会について準用する商法の規定の読替え)

(社員総会について準用する商法の規定の読替え)

第五条の二の六 (略)

2 (略)

(総代会における代理権を証する書面の差出等に係る電磁的方法の規定の準用)

第五条の二の七 (略)

2と6 (略)

(総代会について準用する商法の規定の読替え)

第五条の二の八 (略)

(総代会設置特定相互会社の社員総会招集請求権に係る人数)

第五条の二の九 法第五十条第一項に規定する政令で定める数は、社員総数の百分の五に相当する数又は二百五十名のうちいずれか少ない数とする。

(総代会の廃止等に係る事項を会議の目的とする社員総会の招集の請求に係る電磁的方法の規定の準用)

第五条の二の十 (略)

(相互会社の社債発行に関する法令の適用)

第六条 法第六十一条第三項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)、信託法(大正十一年

第五条の二の二 (略)

2 (略)

(総代会における代理権を証する書面の差出等に係る電磁的方法の規定の準用)

第五条の二の三 (略)

2と6 (略)

(総代会について準用する商法の規定の読替え)

第五条の二の四 (略)

(新設)

(総代会の廃止等に係る事項を会議の目的とする社員総会の招集の請求に係る電磁的方法の規定の準用)

第五条の二の五 (略)

(相互会社の社債発行に関する法令の適用)

第六条 法第六十一条第三項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)、信託法(大正十一年

法律第六十二号)及び有価証券ノ信託財産表示及信託財産ニ属スル金銭ノ管理ニ関スル件(大正十一年勅令第五百十九号)、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)並びに企業担保法(昭和三十三年法律第六百六号)及び企業担保登記登録令(昭和三十三年政令第八十七号)とし、同条第一項の規定により発行される社債に係るこれらの法令の規定の適用については、相互会社又はその名称、主たる事務所、社員若しくは事業は、それぞれ商法第二編第四章の規定に規定する株式会社又はその商号、本店、株主若しくは営業とみなす。この場合において、企業担保法第四条中「株式会社登記簿」とあるのは、「相互会社登記簿」とする。

(営業保証金に代わる契約の内容)

第十三条の三 保険金信託業務を行う生命保険会社等(保険金信託業務を行う生命保険会社又は外国生命保険会社等(法第二百四十条第一項第一号の規定により外国生命保険会社等とみなされる法第二百十九条第四項の特定生命保険業免許を受けた者の引受社員を含む。をいう。以下同じ。))は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約を締結する場合には、銀行その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第四項

法律第六十二号)及び有価証券ノ信託財産表示及信託財産ニ属スル金銭ノ管理ニ関スル件(大正十一年勅令第五百十九号)、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)並びに企業担保法(昭和三十三年法律第六百六号)及び企業担保登記登録令(昭和三十三年政令第八十七号)とし、同条第一項の規定により発行される社債に係るこれらの法令の規定の適用については、相互会社又はその名称、主たる事務所、社員若しくは事業は、それぞれ商法第二編第四章の規定に規定する株式会社又はその商号、本店、株主若しくは営業とみなす。この場合において、企業担保法第四条中「株式会社登記簿」とあるのは、「相互保険会社登記簿」とする。

(営業保証金に代わる契約の内容)

第十三条の三 保険金信託業務を行う生命保険会社等(保険金信託業務を行う生命保険会社又は外国生命保険会社等(法第二百四十条第一項第一号の規定により外国生命保険会社等とみなされる法第二百十九条第四項の免許を受けた者の引受社員(同条第一項に規定する引受社員をいう。以下同じ。))を含む。をいう。以下同じ。))は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約を締結する場合には、銀行その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第四項

の規定による内閣総理大臣の命令を受けたときは、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等のために当該命令に係る額の営業保証金が遅滞なく供託されるものであること。

二・三 (略)

(営業保証金に係る権利の実行の手続)

第十三条の四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第六項の権利（以下この条において単に「権利」という。）を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2〜6 (略)

7 金融庁長官は、有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。以下同じ。）が供託されている場合において、権利の実行に必要なときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

(営業保証金の取戻し)

第十三条の五 保険金信託業務を行う生命保険会社等若しくはその承継人又は当該保険金信託業務を行う生命保険会社等のために営業保証金を供託した者は、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等が次に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことがで

の規定による金融庁長官の命令を受けたときは、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等のために当該命令に係る額の営業保証金が遅滞なく供託されるものであること。

二・三 (略)

(営業保証金に係る権利の実行の手続)

第十三条の四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第六項の権利（以下この条において「権利」という。）を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2〜6 (略)

7 金融庁長官は、有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）が供託されている場合において、権利の実行に必要なときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

(営業保証金の取戻し)

第十三条の五 保険金信託業務を行う生命保険会社等若しくはその承継人又は当該保険金信託業務を行う生命保険会社等のために営業保証金を供託した者は、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等が次に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことがで

きる。

一 保険金信託業務を行う生命保険会社等の本店等（保険会社にあつては本店又は主たる事務所、外国保険会社等にあつては法第八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗、免許特定法人及びその引受社員にあつては法第二百二十条第一項第五号に規定する日本における主たる店舗をいう。第四十七条第一項から第三項までにおいて同じ。）の位置の変更により法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二 次のいずれかに該当し、かつ、信託財産の新受託者への譲渡又は帰属権利者への移転が終了した場合

イ 二 （略）

ホ 法第二百七十三条の規定により法第三条第一項又は第一百八

五条第一項の免許がその効力を失った場合

2 （略）

（保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者の範囲）

第十三条の七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

きる。

一 保険金信託業務を行う生命保険会社等の本店等（保険会社にあつては本店又は主たる事務所、外国保険会社等にあつては法第八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗、免許特定法人（法第二百十九条第一項の免許を受けた者をいう。以下同じ。）及びその引受社員にあつては法第二百二十条第一項第五号に規定する日本における主たる店舗をいう。第四十七条第一項から第三項までにおいて同じ。）の位置の変更により法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二 次のいずれかに該当し、かつ、信託財産の新受託者への譲渡又は帰属権利者への移転が終了した場合

イ 二 （略）

ホ 法第二百七十二条の規定により法第三条第一項又は第一百八

五条第一項の免許がその効力を失った場合

2 （略）

（保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者の範囲）

第十三条の七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 保険金信託業務を行う生命保険会社等の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が保有している当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に係る信託業法第五条第五項に規定する議決権（(1)に掲げる者が同法第二条第二項に規定する信託会社、同条第六項に規定する外国信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む金融機関（以下この号において「信託業務を営む金融機関」という。）である場合にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る信託業法第五条第五項に規定する議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社、外国信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に指図することができるものを除く。）の数の合計が、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の総株主又は総出資者の同項に規定する議決権（以下この項において単に「議決権」という。）の百分の五十を超えていること。

(1)・(2) (略)

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族

(4)～(6) (略)

ロ (略)

一 (略)

二 保険金信託業務を行う生命保険会社等の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が保有している当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に係る信託業法第五条第五項に規定する議決権（(1)に掲げる者が同法第二条第二項に規定する信託会社、同条第六項に規定する外国信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む金融機関（以下この号において「信託業務を営む金融機関」という。）である場合にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る信託業法第五条第五項に規定する議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社、外国信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に指図することができるものを除く。）の数の合計が、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の総株主又は総出資者の同項に規定する議決権（以下この項において単に「議決権」という。）の百分の五十を超えていること。

(1)・(2) (略)

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。次号において同じ。）

(4)～(6) (略)

ロ (略)

三 (略)

2 (略)

(保険会社の特定関係者)

第十四条 法第百条の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 三 (略)

四 前号に掲げる保険持株会社の子会社であつて、当該保険会社及び第一号に掲げる会社以外の会社

五 当該保険会社の子法人等(第二条の三第二項に規定する子法人等)をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。)であつて、第一号に掲げる会社以外の者

六 当該保険会社を子法人等とする親法人等(第二条の三第二項に規定する親法人等をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。)であつて、第二号に掲げる保険主要株主及び第三号に掲げる保険持株会社以外の者

七 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等であつて、当該保険会社及び前各号に掲げるもの以外の者

八 (略)

九 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等であつて、前号に掲げる関連法人等以外の者

十 (略)

三 (略)

2 (略)

(保険会社の特定関係者)

第十四条 法第百条の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 三 (略)

四 前号に掲げる保険持株会社の子会社(当該保険会社及び第一号に掲げる会社を除く。)

五 当該保険会社の子法人等(第二条の三第二項に規定する子法人等)をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。) (第一号に掲げる会社を除く。)

六 当該保険会社を子法人等とする親法人等(第二条の三第二項に規定する親法人等をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。) (第二号に掲げる保険主要株主及び第三号に掲げる保険持株会社を除く。)

七 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等(当該保険会社及び前各号に掲げるものを除く。)

八 (略)

九 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等(前号に掲げる関連法人等を除く。)

十 (略)

(供託金の全部又は一部に代わる契約の内容)

第二十五条 外国保険会社等は、法第九十条第三項の契約を締結する場合には、銀行その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 法第九十条第四項の規定による内閣総理大臣の命令を受けたときは、当該外国保険会社等のために当該命令に係る額の供託金が遅滞なく供託されるものであること。

二・三 (略)

(権利の実行の手続)

第二十六条 法第九十条第六項の権利(以下この条から第二十八条までにおいて単に「権利」という。)を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 6 (略)

(供託金の全部又は一部に代わる契約の内容)

第三十二条 免許特定法人は、法第二十三条第三項の契約を締結する場合には、銀行その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 法第二十三条第四項の規定による内閣総理大臣の命令を受けたときは、当該免許特定法人のために当該命令に係る額の供託金が遅滞なく供託されるものであること。

二・三 (略)

(供託金の全部又は一部に代わる契約の内容)

第二十五条 外国保険会社等は、法第九十条第三項の契約を締結する場合には、銀行その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 法第九十条第四項の規定による金融庁長官の命令を受けたときは、当該外国保険会社等のために当該命令に係る額の供託金が遅滞なく供託されるものであること。

二・三 (略)

(権利の実行の手続)

第二十六条 法第九十条第六項の権利(以下この条から第二十八条までにおいて「権利」という。)を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 6 (略)

(供託金の全部又は一部に代わる契約の内容)

第三十二条 免許特定法人は、法第二十三条第三項の契約を締結する場合には、銀行その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 法第二十三条第四項の規定による金融庁長官の命令を受けたときは、当該免許特定法人のために当該命令に係る額の供託金が遅滞なく供託されるものであること。

二・三 (略)

(権利の実行の手続)

第三十三条 法第二百二十三条第六項の権利（以下この条から第三十五条までにおいて単に「権利」という。）を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2〜6 (略)

(免許特定法人の引受社員に係る他の法令の適用関係)

第三十六条 法第二百四十条第二項に規定する政令で定める法令は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七十七号）、貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第四百一十一号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令（昭和五十一年政令第十一号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百四十八号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百三十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成五年政令第十九号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）、疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）及び信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）とし、宅地建物取引業法第四十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（第七号に係る部分に限る。）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第

(権利の実行の手続)

第三十三条 法第二百二十三条第六項の権利（以下この条から第三十五条までにおいて「権利」という。）を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2〜6 (略)

(免許特定法人の引受社員に係る他の法令の適用関係)

第三十六条 法第二百四十条第二項に規定する政令で定める法令は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七十七号）、貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第四百一十一号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令（昭和五十一年政令第十一号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百四十八号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百三十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成五年政令第十九号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）、疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）及び信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）とし、宅地建物取引業法第四十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（第七号に係る部分に限る。）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第

五条、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項及び信託業法施行令第十条の規定の適用については免許特定法人の引受社員を外国保険会社等とみなし、原子力損害の賠償に関する法律第八条、貿易保険法施行令第二十五条並びに船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については法第二百十九条第五項の特定損害保険業免許を受けた者の引受社員を外国損害保険会社等とみなす。

（法第二百七十一条の十第一項の認可を要する取引又は行為）

第三十七条の五の四 法第二百七十一条の十第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一 当該議決権の保有者になろうとする者による保険会社以外の会社等（法第二条の二第一項第二号に規定する会社等という。）の議決権の取得（担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該議決権の保有者になろうとする会社（次号及び第四号において「特定会社」という。）を当事者とする合併であつて、当該合併後も存続するもの

三 特定会社を当事者とする分割（当該分割により営業の一部を承継させるものに限る。）

五条、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項及び信託業法施行令第十条の規定の適用については免許特定法人の引受社員を外国保険会社等とみなし、原子力損害の賠償に関する法律第八条、貿易保険法施行令第二十五条並びに船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については法第二百十九条第五項の免許を受けた者の引受社員を外国損害保険会社等とみなす。

（法第二百七十一条の十第一項の認可を要する取引又は行為）

第三十七条の五の四 法第二百七十一条の十第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

一 当該株主になろうとする者による保険会社以外の会社等（法第二条の二第一項第二号に規定する会社等という。）の議決権の取得（担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該株主になろうとする者（会社に限る。以下この条において「当該会社」という。）を当事者とする合併で当該合併後も当該会社が存続するもの

三 当該会社を当事者とする分割（当該分割により営業の一部を承継させるものに限る。）

四 特定会社による営業の一部の譲渡

(外国保険主要株主に関する読替え)

第三十七条の五の五 法第二百七十一条の十七の規定による外国保険主要株主(同条に規定する外国保険主要株主をいう。以下同じ。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百三十三条 第一項	取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人	取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人又はこれらに類する職にある者

(法第二百七十一条の十八第一項の認可を要する取引又は行為)
第三十七条の五の六 法第二百七十一条の十八第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

(保険持株会社に係る分割で内閣総理大臣の認可を要しないもの)

四 当該会社による営業の一部の譲渡

(外国保険主要株主に関する読替え)

第三十七条の五の五 法第二百七十一条の十七の規定による外国保険主要株主(同条に規定する外国保険主要株主をいう。以下同じ。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百三十三条 第一項	取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人	取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員、清算人又はこれらに類する職にある者

(法第二百七十一条の十八第一項の認可を要する取引又は行為)
第三十七条の五の六 法第二百七十一条の十八第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

一 四 (略)

(保険持株会社に係る分割で金融庁長官の認可を要しないもの)

第三十七条の五の七 (略)

2 (略)

(保険持株会社に係る営業の譲渡又は譲受けて内閣総理大臣の認可を要しないもの)

第三十七条の六 (略)

2 (略)

第二節 少額短期保険業者の特例

(少額短期保険業者が収受する保険料の基準)

第三十八条 法第二百七十二条第二項に規定する政令で定める基準は

、前事業年度の年間収受保険料(一事業年度において収受した保険料又は収受すべきことの確定した保険料(当該保険料のうちに払い戻したものは払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額。第三十八条の四第二号において同じ。)、再保険返戻金その他内閣府令で定めるものの合計額から当該事業年度において支払った再保険料及び解約返戻金又は支払うべきことの確定した再保険料及び解約返戻金の合計額を控除した額をいう。)が五十億円であることとする。

(会計監査人の監査を必要とする少額短期保険業者の資本等の額)

第三十八条の二 法第二百七十二条の四第一項第一号に規定する政令

第三十七条の五の七 (略)

2 (略)

(保険持株会社に係る営業の譲渡又は譲受けて金融庁長官の認可を要しないもの)

第三十七条の六 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

で定める額は、三億円とする。

(新設)

(保険契約者等の保護のために必要な少額短期保険業者の資本等の額)

第三十八条の三 法第二百七十二条の四第一項第二号に規定する政令で定める額は、千万円とする。

(新設)

(少額短期保険業者の供託金の額)

第三十八条の四 法第二百七十二条の五第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(新設)

一 事業開始の日から最初の事業年度の終了の日後四月を経過する日までの間 千万円

二 各事業年度(最初の事業年度を除く。以下この号において同じ。)の開始の日以後四月を経過した日(次条及び第三十八条の八において「改定日」という。)から当該各事業年度終了の日後四月を経過する日までの間 千万円に当該各事業年度の前事業年度の年間収受保険料(一事業年度において収受した保険料又は収受すべきことの確定した保険料及び再保険返戻金の合計額から当該事業年度において支払った再保険料及び解約返戻金又は支払うべきことの確定した再保険料及び解約返戻金の合計額を控除した額をいう。)に内閣府令で定める率を乗じた額(その額に百万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を加えた額

(供託金の全部又は一部に代わる契約の内容)

第三十八条の五 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の五第三項

の契約を締結する場合には、銀行その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 次に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該少額短期保険業者のために法第二百七十二条の五第四項の規定による内閣総理大臣の命令（以下この号において単に「命令」という。）に係る額の供託金が遅滞なく供託されるものであること。

イ 当該少額短期保険業者の業務開始の日又は改定日からこれらの日後の最初の改定日の前日までの間に命令を受けた場合

ロ 当該少額短期保険業者がイに規定する最初の改定日に係る法第二百七十二条の五第一項の供託金につき当該改定日以後においても供託（同条第三項の契約の締結を含む。）をしていない場合において、当該契約の相手方が命令を受けたとき。

二 一年以上の期間にわたつて有効な契約であること。

三 金融庁長官の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。

（権利の実行の手続）

第三十八条の六 法第二百七十二条の五第六項の権利（以下この条及び次条において単に「権利」という。）を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2| 金融庁長官は、前項の申立てがあつた場合において、当該申立てを理由があると認めるときは、法第二百七十二条の五第一項、第二

（新設）

（新設）

- 項、第四項又は第八項の規定により供託された供託金につき権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除斥されるべきことを公示し、かつ、その旨を前項の申立てをした者（次項及び第四項において「申立人」という。）及び当該供託金に係る少額短期保険業者（当該少額短期保険業者が法第二百七十二条の五第三項の契約を締結している場合においては、当該契約の相手方を含む。第四項及び第五項において同じ。）に通知しなければならぬ。
- 3| 前項の規定による公示があつた後は、申立人がその申立てを取り下げた場合においても、権利の実行の手続の進行は、妨げられない。
- 4| 金融庁長官は、第二項の期間が経過した後、遅滞なく、権利の調査をしなければならない。この場合において、金融庁長官は、あらかじめ期日及び場所を公示し、かつ、当該少額短期保険業者に通知して、申立人、当該期間内に権利の申出をした者及び当該少額短期保険業者に対し、権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。
- 5| 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、遅滞なく配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該少額短期保険業者に通知しなければならない。
- 6| 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。
- 7| 金融庁長官は、法第二百七十二条の五第九項の規定により有価証

券が供託されている場合において、権利の実行に必要なときは、当該有価証券を換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

(供託金の取戻し)

第三十八条の七 法第二百七十二条の五第十項に規定する供託金を供託した者（次項において「供託者」という。）は、同条第十項各号のいずれかに該当する場合には、金融庁長官に対し、同項の規定による供託金の取戻し（以下この条において「供託金の取戻し」という。）の申立てをすることができる。ただし、前条の権利の実行の手続がとられている間は、この限りでない。

2| 前項の申立てがあつた場合において当該申立てをした供託者のほかに当該供託金に係る他の供託者がいるときは、当該他の供託者についても供託金の取戻しの申立てがあつたものとみなす。

3| 金融庁長官は、第一項の申立てがあつた場合には、当該供託金につき権利を有する者に対し、六月を下らない一定の期間内に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除外されるべきことを公示し、かつ、当該供託金に係る少額短期保険業者であつた者（その者が法第二百七十二条の五第三項の契約の締結をしている場合においては、当該契約の相手方を含む。）に通知しなければならない。

4| 金融庁長官は、前項の期間内に権利の申出がなかつた場合には、供託金の取戻しを承認するものとする。

5| 前条第四項から第六項までの規定は、第三項の期間内に権利の申

(新設)

出があった場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十八条の六	第二項	次条第三項
第四項	当該少額短期保険業者に通知して、申立人	当該供託金に係る少額短期保険業者であつた者（その者が法第二百七十二条の五第三項の契約の締結をしている場合においては、当該契約の相手方を含む。以下この項及び次項において「供託金関係者」という。）に通知して
第三十八条の六	当該少額短期保険業者に対し	当該供託金関係者に対し
第五項	当該少額短期保険業者	当該供託金関係者

6 金融庁長官は、第三項の期間内に権利の申出があった場合には、前項において準用する前条第四項から第六項までの規定による手続をとった後に供託金の残額があるときに限り、当該残額についての供託金の取戻しを承認するものとする。

（供託金の一部に代わる少額短期保険業者責任保険契約の内容等）

第三十八条の八 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の六第一項の少額短期保険業者責任保険契約（次項において「責任保険契約」という。）を締結する場合には、損害保険会社（外国損害保険会社等及び法第二百十九条第五項の特定損害保険業免許を受けた者の引受社員を含む。第四十四条第一項において同じ。）その他内閣府令で定める者を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 少額短期保険業者が保険金の支払に不足を生ずる場合において、当該少額短期保険業者が支払うべき保険金の全部又は一部に相当する額の支払を約するものであること。

二 当該少額短期保険業者の業務開始の日又は改定日から一年以上の期間にわたって有効な契約であること。

三 金融庁長官の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。

四 その他内閣府令で定める要件

2 責任保険契約を締結した少額短期保険業者が法第二百七十二条の六第一項の供託金の一部の供託をしないことができる額として内閣総理大臣が承認することができる額は、当該供託金の額から千万円を控除した額に相当する金額を限度とする。

（一の保険契約者に係る保険金額）

第三十八条の九 法第二百七十二条の十三第一項に規定する政令で定

（新設）

（新設）

める額は、一の被保険者当たり千万円（当該一の被保険者について引き受けるすべての保険のうちに低発生率保険（第一条の六第六号に掲げる保険のうち、特に保険事故の発生率が低いと見込まれるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を含むものがある場合には、二千万円（当該一の被保険者当たりの低発生率保険に係る保険金額の合計額及び低発生率保険以外の保険に係る保険金額の合計額がそれぞれ千万円以下である場合に限る。）とする。

2 前項の場合において、一の保険契約者に係る被保険者の総数は、百人を超えてはならず、一の被保険者当たりの第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額は、それぞれ当該各号（当該一の被保険者について引き受けるすべての保険のうちに低発生率保険を含むものがある場合にあつては、同条第六号を除く。）に定める金額を超えてはならない。

（少額短期保険業者の特定関係者）

第三十八条の十 法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該少額短期保険業者の子会社
- 二 当該少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する少額短期保険主要株主（法第二百七十二条の三十四第一項に規定する少額短期保険主要株主をいう。以下この条及び第四十七条の二第八項から第十項までにおいて同じ。）

（新設）

-
- 三 当該少額短期保険業者を子会社とする少額短期保険持株会社（法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社をいう。以下この条並びに第四十七条の二第十三項及び第十四項において同じ。）
 - 四 前号に掲げる少額短期保険持株会社の子会社であつて、当該少額短期保険業者及び第一号に掲げる会社以外の会社
 - 五 当該少額短期保険業者の子法人等（第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）であつて、第一号に掲げる会社以外の者
 - 六 当該少額短期保険業者を子法人等とする親法人等（第二条の三第二項に規定する親法人等をいう。以下この条において同じ。）であつて、第二号に掲げる少額短期保険主要株主及び第三号に掲げる少額短期保険持株会社以外の者
 - 七 当該少額短期保険業者を子法人等とする親法人等の子法人等であつて、当該少額短期保険業者及び前各号に掲げるもの以外の者
 - 八 当該少額短期保険業者の関連法人等（第二条の三第三項に規定する関連法人等をいう。以下この条において同じ。）
 - 九 当該少額短期保険業者を子法人等とする親法人等の関連法人等であつて、前号に掲げる関連法人等以外の者
 - 十 第二号に掲げる少額短期保険主要株主のうちその保有する当該少額短期保険業者に係る議決権が当該少額短期保険業者の総株主の議決権の百分の五十を超えるもの（個人に限る。以下この号において「特定個人少額短期保険主要株主」という。）に係る次に
-

る政令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一 当該議決権の保有者になろうとする者による少額短期保険業者以外の会社等（法第二条の二第一項第二号に規定する会社等をいう。）の議決権の取得（担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該議決権の保有者になろうとする会社（次号及び第四号において「特定会社」という。）を当事者とする合併であつて、当該合併後も存続するもの

三 特定会社を当事者とする分割（当該分割により営業の一部を承継させるものに限る。）

四 特定会社による営業の一部の譲渡

（少額短期保険持株会社に係る承認を要する取引又は行為）

第三十八条の十三 法第二百七十二条の三十五第一項第三号に規定す

る政令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一 当該会社又はその子会社による少額短期保険業者以外の会社の議決権の取得（担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該会社を当事者とする合併で当該合併後も当該会社が存続するもの

三 当該会社を当事者とする分割（当該分割により営業の一部を承継させるものに限る。）

四 当該会社による営業の一部の譲渡

（新設）

(外国少額短期保険主要株主等に関する読替え)

第三十八條の十四 法第二百七十二條の四十一の規定による外国少額短期保険主要株主等(同條に規定する外国少額短期保険主要株主等をいう。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七十二條の三十六第一項第二号	商号	商号又は名称
第二百七十二條の三十六第一項第三号	資本の額	資本又は出資の額
第二百七十二條の三十六第一項第四号	取締役及び監査役	取締役及び監査役又はこれらに類する職にある者
第二百七十二條の三十六第二項	取締役及び執行役	取締役及び執行役又はこれらに類する職にある者
第二百七十二條の三十六第二項	定款	定款又はこれに準ずる定め
第二百七十二條の四十二項に	定款	定款若しくはこれに準ずる定め

(新設)

<p>第二百七十一條 の三十第一項</p>	<p>第二百七十二條 の四十二第二項 第六号</p>	<p>第三百十七條第 七号</p>	<p>第三百三十三條 第一項</p>
<p>くは監査役</p>	<p>資本の額</p>	<p>取締役、執行役若し くは監査役</p>	<p>取締役、執行役、監 査役、代表者、管理 人、支配人、業務を 執行する社員又は清 算人</p>
<p>くは監査役若しくは これらに類する職に ある者</p>	<p>資本又は出資の額</p>	<p>取締役、執行役若し くは監査役若しくは これらに類する職に ある者</p>	<p>取締役、執行役、監 査役、支配人若しく は清算人若しくはこ れらに類する職にあ る者</p>
<p>取締役、執行役、監 査役、支配人、業務 を執行する社員若し</p>	<p>取締役、執行役、監 査役、支配人若しく は清算人若しくはこ れらに類する職にあ る者</p>	<p>取締役、執行役、監 査役、代表者、管理 人、支配人、業務を 執行する社員若しく は清算人又はこれら に類する職にある者</p>	<p>取締役、執行役、監 査役、代表者、管理 人、支配人、業務を 執行する社員若しく は清算人又はこれら に類する職にある者</p>

	くは清算人
くは清算人若しくはこれらに類する職にある者	

(外国の特定少額短期持株会社に係る届出の期限に関する特例)

第三十八条の十五 法第二百七十二条の三十五第二項に規定する特定少額短期持株会社が少額短期保険業者を子会社とする外国の持株会社である場合には、当該少額短期保険業者を子会社とする外国の持株会社は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する事由の生じた日の属する営業年度終了後六月以内に、同項に規定する事項を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、その本国(当該少額短期保険業者を子会社とする外国の持株会社の設立に当たって準拠した法令を制定した国をいう。)の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行その他の正当な事由により、当該六月以内にその届出をすることができない場合には、金融庁長官の承認を受けてその期限を延長することができる。

(保険募集を行うことのできる者)

第三十九条 法第二百七十五条第一項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 〇八 (略)

(保険仲立人等が保険募集を行うことのできる外国保険会社等以外の外国保険業者に係る保険契約)

(新設)

(保険募集を行うことのできる金融機関)

第三十八条 法第二百七十五条第一項第一号に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 〇八 (略)

(保険仲立人等が保険募集を行うことのできる外国保険会社等以外の外国保険業者に係る保険契約)

第三十九条の二 法第二百七十五条第一項第四号に規定する政令で定める保険契約は、第十九条第一号から第三号までに掲げる保険契約その他内閣府令で定める保険契約とする。

(登録手数料)

第三十九条の三 法第二百八十一条に規定する政令で定める額は、生命保険募集人にあつては千百五十円、損害保険代理店にあつては千七百円、少額短期保険募集人にあつては千百五十円とする。

2 (略)

(生命保険募集人に係る制限が適用されない場合)

第四十条 法第二百八十二条第三項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該生命保険募集人及びその使用人(当該生命保険募集人が法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であるときはその役員(法人でない社団又は財団におけるその代表者又は管理人を含む。))及び使用人)のうちに、二以上の所属保険会社等のために行う保険募集に係る業務を的確かつ公正に遂行するために、所要の知識等の修得をし、又は業務の適正な管理を行い得る者として金融庁長官の定める資格を有する者がいる場合
- 二 当該生命保険募集人が、当該生命保険募集人と密接な関係を有する生命保険会社(外国生命保険会社等を含む。)として金融庁長官の定める者を所属保険会社等とすることにより二以上の所属

第三十八条の二 法第二百七十五条第一項第三号に規定する政令で定める保険契約は、第十九条第一号から第三号までに掲げる保険契約その他内閣府令で定める保険契約とする。

(登録手数料)

第三十九条 法第二百八十一条に規定する政令で定める額は、生命保険募集人にあつては千百五十円、損害保険代理店にあつては千七百円とする。

2 (略)

(生命保険募集人に係る制限が適用されない場合)

第四十条 法第二百八十二条第三項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該生命保険募集人及びその使用人(当該生命保険募集人が法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であるときはその役員(法人でない社団又は財団におけるその代表者又は管理人を含む。))及び使用人)のうちに、二以上の所属保険会社のために行う保険募集に係る業務を的確かつ公正に遂行するために、所要の知識等の修得をし、又は業務の適正な管理を行い得る者として金融庁長官の定める資格を有する者がいる場合
- 二 当該生命保険募集人が、当該生命保険募集人と密接な関係を有する生命保険会社(外国生命保険会社等を含む。)として金融庁長官の定める者を所属保険会社とすることにより二以上の所属

保険会社等を有することとなる場合であつて、かつ、当該生命保険募集人が当該二以上の所属保険会社等のために行う保険募集に係る業務を的確かつ公正に遂行することができる状況に置かれていないと認められる場合として金融庁長官の定める場合

(保証金の全部又は一部に代わる契約の内容)

第四十二条 保険仲立人は、法第二百九十一条第三項の契約を締結する場合には、銀行その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 次に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該保険仲立人のために法第二百九十一条第四項の規定による内閣総理大臣の命令(以下この号において単に「命令」という。)に係る額の供託金が遅滞なく供託されるものであること。

イ・ロ (略)

二 (略)

(権利の実行の手続)

第四十三条 法第二百九十一条第六項の権利(以下この条において単に「権利」という。)を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 6 (略)

(保証金の一部に代わる保険仲立人賠償責任保険契約の内容等)

第四十四条 (略)

険会社を有することとなる場合であつて、かつ、当該生命保険募集人が当該二以上の所属保険会社のために行う保険募集に係る業務を的確かつ公正に遂行することができる状況に置かれていると認められる場合として金融庁長官の定める場合

(保証金の全部又は一部に代わる契約の内容)

第四十二条 保険仲立人は、法第二百九十一条第三項の契約を締結する場合には、銀行その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 次に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該保険仲立人のために法第二百九十一条第四項の規定による金融庁長官の命令(以下この号において「命令」という。)に係る額の供託金が遅滞なく供託されるものであること。

イ・ロ (略)

二 (略)

(権利の実行の手続)

第四十三条 法第二百九十一条第六項の権利(以下この条において「権利」という。)を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 6 (略)

(保証金の一部に代わる保険仲立人賠償責任保険契約の内容等)

第四十四条 (略)

2 前項の賠償保険契約を締結した保険仲立人が法第二百九十一条第一項の保証金の一部の供託をしないことができる額として内閣総理大臣が承認することができる額は、当該保証金の額から四千万円を控除した額に相当する金額を限度とする。

(保険契約の申込みの撤回等ができない場合)

第四十五条 法第三百九条第一項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申込者等（法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下この条において同じ。）が、保険会社、外国保険会社等（免許特定法人の引受社員を含む。第四号及び次条において同じ。）、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人又は保険仲立人の営業所、事務所その他これに準ずる場所において保険契約の申込みをした場合

二・三 (略)

四 申込者等が、保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいう。次条において同じ。）又は外国保険会社等の指定する医師による被保険者の診査をその成立の条件とする保険契約の申込みをした場合において、当該診査が終了したとき。

五〇七 (略)

(保険契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法)

第四十五条の二 保険会社等又は外国保険会社等は、法第三百九条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、

2 前項の賠償保険契約を締結した保険仲立人が法第二百九十一条第一項の保証金のうち供託をしないことができる額として金融庁長官が承認することができる額は、当該保証金の額から四千万円を控除した額に相当する金額を限度とする。

(保険契約の申込みの撤回等ができない場合)

第四十五条 法第三百九条第一項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申込者等（法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下この条において同じ。）が、保険会社（外国保険会社等及び免許特定法人の引受社員を含む。第四号において同じ。）、生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人の営業所、事務所その他これに準ずる場所において保険契約の申込みをした場合

二・三 (略)

四 申込者等が、保険会社の指定する医師による被保険者の診査をその成立の条件とする保険契約の申込みをした場合において、当該診査が終了したとき。

五〇七 (略)

(保険契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法)

第四十五条の二 保険会社は、法第三百九条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところ

内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該申込者等に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た保険会社等又は外国保険会社等は、当該申込者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該申込者等に対し、法第三百九条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申込者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第四十六条 法第三百十三条第一項に規定する政令で定める権限は、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

五 法第八十九条前段及び第二百二十二条前段並びに第二百三十七条（第二号に係る部分に限る。）及び第二百七十四条（第二号及び第六号に係る部分に限る。）の規定による告示

六 法第三百十一条の三第一項（第一号（法第二百七十二條第一項の規定による登録に係る部分を除く。）、第二号（法第二百七十一条の十八第一項及び第三項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。）、第四号（法第二百七十二條第一項の登録の取消しに係る部分を除く。）及び第五号（法第二百七十一条の十第一項若しくは第二項ただし書の認可の取消し及び法第二百七十一条の

るにより、あらかじめ、当該申込者等に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た保険会社は、当該申込者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該申込者等に対し、法第三百九条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申込者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第四十六条 法第三百十三条第一項に規定する政令で定める権限は、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

五 法第八十九条前段及び第二百二十二条前段並びに第二百三十七条（第二号に係る部分に限る。）及び第二百七十三条（第二号及び第六号に係る部分に限る。）の規定による告示

六 法第三百十一条の三第一項（第一号、第二号（法第二百七十一条の十八第一項及び第三項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。）、第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定による通知

十八第一項若しくは第三項ただし書の認可の取消しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定による通知

（保険会社等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十七条 法第三百十三条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人及びその引受社員（次項及び第三項において「保険会社等」という。）の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

一 法第二百二十八条第一項及び第二項、第二百条第一項及び第二項並びに第二百二十六条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

二 法第二百二十九条第一項及び第二項、第二百一条第一項及び第二項並びに第二百二十七条第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

三 （略）

2 前項各号に掲げる権限で営業所等（保険会社等の本店等以外の営業所、事務所その他の施設又は保険会社の子法人等（法第二百二十八条第二項に規定する「子法人等」をいい、その施設を含む。）、保険会社から業務の委託を受けた者（その施設を含む。）、法第九十四條に規定する特殊関係者（その施設を含む。）、外国保険会社

（財務局長等への権限の委任）

第四十七条 法第三百十三条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人及びその引受社員（次項及び第三項において「保険会社等」という。）の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

一 法第二百二十八条第一項及び第二項、第二百条第一項及び第二項並びに第二百二十六条の規定による報告及び資料の提出の命令

二 法第二百二十九条第一項及び第二項、第二百一条第一項及び第二項並びに第二百二十七条の規定による質問及び立入検査

三 （略）

2 前項各号に掲げる権限で保険会社等の本店等以外の営業所、事務所その他の施設又は保険会社等の子会社（その施設を含む。）、法第九十四條に規定する特殊関係者（その施設を含む。）、保険金信託業務を行う生命保険会社等とその業務に関して取引をする者（その施設を含む。）若しくは保険金信託業務を行う生命保険会社等

等から日本における業務の委託を受けた者（その施設を含む。）
法第二百二十六条第二項に規定する免許特定法人等から業務の委託を受けた者（その施設を含む。）、保険金信託業務を行う生命保険会社等とその業務に関して取引をする者（その施設を含む。）若しくは保険金信託業務を行う生命保険会社等を子会社とする持株会社（信託業法第五条第二項第九号に規定する持株会社をいい、その施設を含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該営業所等の所在地（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等と取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下この項において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 (略)

4 長官権限のうち次に掲げるものは、保険議決権大量保有者（法第二百七十一条の三第一項に規定する保険議決権大量保有者をいう。以下この条において同じ。）の主たる事務所（個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下この条及び次条において「主たる事務所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第一号及び第二号に掲げる長官権限であつて保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者又は法第二百七十一条の十第三項及び第二百七十一条の三十二第一項第三号の届出

を子会社とする持株会社（信託業法第五条第二項第九号に規定する持株会社をいい、その施設を含む。）（以下この項及び次項において「営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該営業所等の所在地（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等と取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下この項において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 (略)

4 長官権限のうち次に掲げるものは、保険議決権大量保有者（法第二百七十一条の三第一項に規定する保険議決権大量保有者をいう。以下この条において同じ。）の主たる事務所（個人の場合にあつては、その住所又は居所）（以下この条において「主たる事務所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第一号及び第二号に掲げる長官権限であつて保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者又は法第二百七十一条の十第三項及び第二百七十一条の三十二第一項第三号の届出をしな

をしなければならない者に係るものを除き、第三号及び第四号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～四 (略)

5 (略)

6 第四項第三号及び第四号に掲げる権限で保険議決権大量保有者の主たる事務所等以外の事務所その他の施設（以下この項及び第十二項並びに次条第九項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

7～14 (略)

15 前項各号に掲げる権限で支店等（保険持株会社の主たる事務所以外の事務所その他の施設又は保険持株会社の子法人等（法第二百七十一條の二十七第一項に規定する「子法人等」をいい、その施設を含む。）若しくは保険持株会社から業務の委託を受けた者（その施設を含む。）をいう。以下この項において同じ。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

16 (略)

(削る)

ければならない者に係るものを除き、第三号及び第四号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～四 (略)

5 (略)

6 第四項第三号及び第四号に掲げる権限で保険議決権大量保有者の主たる事務所等以外の事務所その他の施設（以下この項及び第十二項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

7～14 (略)

15 前項各号に掲げる権限で保険持株会社の主たる事務所以外の事務所その他の施設又はその子会社（その施設を含む。）（以下この項において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

16 (略)

17 長官権限のうち次に掲げるものは、生命保険募集人又は損害保険

代理店の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第七号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第二百二十七条第一項第八号、第二百九条第九号及び第二百三十四条第八号の規定による届出（生命保険募集人、損害保険代理店又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。）のうち内閣府令で定めるものの受理

二 法第二百七十六条、第二百七十八条第一項及び第二百八十条第二項の規定による登録並びに法第二百七十九条第一項の規定による登録の拒否

三 法第二百七十七条第一項の規定による書類の受理並びに法第二百八十条第一項及び第三百二条の規定による届出の受理（日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）第五条第二項後段の規定により損害保険代理店とみなされる日本郵政公社（次項において「公社」という。）に係るものを除く。）

四 法第二百七十八条第一項の規定による生命保険募集人登録簿及び損害保険代理店登録簿の備付け

五 法第二百七十八条第二項、第二百七十九条第二項及び第四項、第二百八十条第二項並びに第三百八条第二項の規定による通知

六 法第二百七十九条第二項の規定による出頭の要求、証拠の提出の機会の付与及び意見の聴取

(削る)

七 法第三百五条の規定による報告及び資料の提出の命令並びに立入検査及び質問

八 法第三百六条の規定による命令

九 法第三百七条第一項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止の命令

十 法第三百七条第二項の規定による公告及び登録の取消し

十一 法第三百八条第一項の規定による登録の抹消

18 長官権限のうち公社に係る法第三百二条の規定による届出の受理は、当該届出に係る役員又は使用人の所属する公社の事務所その他の事業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。

(削る)

19 長官権限のうち次に掲げるものは、保険仲立人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第二百八十六条、第二百八十八条第一項及び第二百九十条第二項の規定による登録並びに法第二百八十九条第一項の規定による登録の拒否

二 法第二百八十七条第一項及び第三百四条の規定による書類の受理並びに法第二百九十条第一項、第二百九十一条第三項、第五項及び第八項並びに第三百二条の規定による届出の受理

- 三 法第二百八十八条第一項の規定による保険仲立人登録簿の備付け
- 四 法第二百八十八条第二項並びに第二百八十九条第二項及び第四項の規定による通知
- 五 法第二百八十八条第三項の規定による公衆への縦覧
- 六 法第二百八十九条第二項の規定による出頭の要求、証拠の提出の機会の付与及び意見の聴取
- 七 法第二百九十一条第四項及び第二百九十二条第二項の規定による供託の命令
- 八 法第二百九十一条第十項及び第二百九十二条第一項の規定による承認
- 九 法第二百九十一条第十一項の規定による指定
- 十 法第三百五条の規定による報告及び資料の提出の命令並びに立入検査及び質問
- 十一 法第三百六条の規定による命令
- 十二 法第三百七条第一項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止の命令
- 十三 法第三百七条第二項の規定による公告及び登録の取消し
- 十四 法第三百八条第一項の規定による登録の抹消
- 20 第十七項第一号及び第七号並びに前項第十号に掲げる権限で生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人（以下この条において「生命保険募集人等」という。）の主たる事務所以外の事務所（以下この項及び次項において「従たる事務所」という。）に関するも

(削る)

(削る)

(削る)

(少額短期保険業者に関する権限の財務局長等への委任)

第四十七条の二 長官権限のうち次に掲げるもの(少額短期保険業者

(金融庁長官の指定する少額短期保険業者を除く。)に係るものに限る。)は、少額短期保険業者の本店等(本店又は主たる事務所をいう。以下この条において同じ。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福

のについては、第十七項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該生命保険募集人等の当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

21 前項の規定により、生命保険募集人等の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め又は立入検査若しくは質問(以下この項において「検査等」という。)を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該生命保険募集人等の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査等を行うことができる。

22 第十七項から前項までの規定は、第十七項各号に掲げる長官権限、第十八項に規定する長官権限及び第十九項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

23 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を官報で告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

(新設)

-
- 岡財務支局長)に委任する。ただし、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
- 一 法第十七条第六項、第五十六條の二第五項、第五十八條第五項、第七十九條第一項、第九十三條第一項及び第一百五十三條第一項の規定による認可
 - 二 法第六十七條第一項の規定による認可(保險会社を当事者としない合併に係るものに限る。)
 - 三 法第七十三條の六第一項の規定による認可(保險会社を当事者とし、ない分割に係るものに限る。)
 - 四 法第七十四條第一項及び第三項の規定による清算人の選任
 - 五 法第七十四條第五項の規定による届出の受理
 - 六 法第七十四條第六項の規定による清算人の解任及び選任
 - 七 法第七十四條第九項の規定による登記の囑託
 - 八 法第七十五條第二項の規定による決定
 - 九 法第七十六條の規定による書類の受理
 - 十 法第七十八條において読み替えて適用する商法第四百二十三条第二項(法第八十三條において準用する場合を含む。)の規定による許可
 - 十一 法第七十九條第一項の規定による命令
 - 十二 法第八十二條第六項の規定による認可
 - 十三 法第二百四十一條第一項の規定による命令
 - 十四 法第二百四十一條第三項の規定による申出の受理
 - 十五 法第二百四十二條第二項の規定による保險管理人の選任
 - 十六 法第二百四十二條第三項の規定による命令
-

- 十七 法第二百四十二条第四項の規定による保険管理人の選任及び解任
- 十八 法第二百四十二条第五項の規定による通知及び公告
- 十九 法第二百四十四条第一項（第二百四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び登記の嘱託
- 二十 法第二百四十五条の規定による認可
- 二十一 法第二百四十六条の規定による命令
- 二十二 法第二百四十六条の二の規定による報告の受理
- 二十三 法第二百四十七条第一項及び第五項の規定による命令
- 二十四 法第二百四十七条第二項及び第四項の規定による承認
- 二十五 法第二百四十七条の五第一項の規定による承認
- 二十六 法第二百四十八条第一項の規定による取消し
- 二十七 法第二百五十条第五項、第二百五十四条第四項及び第二百五十五条の二第三項の規定による認可
- 二十八 法第二百七十一条第二項の規定による意見の陳述
- 二十九 法第二百七十三条第一項第五号の規定による承認
- 2 | 長官権限のうち次に掲げるものは、少額短期保険業者（法第二百七十二条第一項の登録を受けようとする者を含む。）の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。
 - 一 法第二百七十二条の二第一項の規定による登録申請書の受理
 - 二 法第二百七十二条の三第一項及び第二百七十二条の七第二項の規定による登録
- 三 法第二百七十二条の三第二項の規定による公衆への縦覧

- 3| 四 法第二百七十二條の四第一項の規定による登録の拒否
- 3| 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する少額短期保険業者に係るものを除く。）は、少額短期保険業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十七号から第二十号まで及び第二十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
- 一 法第二百七十二條の五第二項及び第四項の規定による命令
- 二 法第二百七十二條の五第三項、第五項及び第八項の規定による届出の受理
- 三 法第二百七十二條の六第一項の規定による承認
- 四 法第二百七十二條の六第二項の規定による命令
- 五 法第二百七十二條の七第一項の規定による届出の受理
- 六 法第二百七十二條の十第一項、第二百七十二條の十一第二項、第二百七十二條の十三第二項において準用する法第百條の三及び第二百七十二條の十四第二項の規定による承認
- 七 法第二百七十二條の十六第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する法第百十條第二項の規定による報告書等の受理
- 八 法第二百七十二條の十八において準用する法第百十五條第一項及び第二項の規定による認可
- 九 法第二百七十二條の十八において準用する法第百二十條第三項の規定による届出の受理
- 十 法第二百七十二條の十八において準用する法第百二十一條第二項の規定による意見書の写しの受理

-
- 十一 法第二百七十二條の十八において準用する法第二百二十一條第三項の規定による意見の聴取
 - 十二 法第二百七十二條の十八において準用する法第二百二十二條の規定による命令
 - 十三 法第二百七十二條の十九第一項の規定による届出の受理
 - 十四 法第二百七十二條の二十第二項及び第三項の規定による通知
 - 十五 法第二百七十二條の二十四第四項の規定による命令
 - 十六 法第二百七十二條の二十一第一項の規定による届出の受理
 - 十七 法第二百七十二條の二十二第二項（法第七十九條第二項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令
 - 十八 法第二百七十二條の二十三第一項（法第七十九條第二項及び第二百七十一條第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による質問及び立入検査
 - 十九 法第二百七十二條の二十四第一項及び第二項並びに第二百七十二條の二十五第一項の規定による命令
 - 二十 法第二百七十二條の二十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令及び登録の取消し
 - 二十一 法第二百七十二條の二十六第二項の規定による命令
 - 二十二 法第二百七十二條の二十七の規定による登録の取消し
 - 二十三 法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百三十九條第一項の規定による認可（保険会社（外国保険会社等を含む。次号において同じ。）を移転先会社（法第三百三十五條第一項に規定する移転先会社をいう。）とする保険契約の移転に係るものを
-

除く。)

二十四 法第二百七十二条の三十第一項において準用する法第四百
十二条の規定による認可(保険会社を当事者とし、ない事業の譲渡
又は譲受けに係るものに限る。)

二十五 法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百
十五条第一項及び第四百九条第二項の規定による認可(保険会
社(外国保険会社等(内閣府令で定めるものを除く。))を含む。
)を受託会社(法第二百七十二条の三十第二項において準用する
法第四百四十四条第一項に規定する受託会社をいう。))とする業務
及び財産の管理の委託に係るものを除く。)

二十六 第三十八条の五第三号及び第三十八条の八第一項第三号の
規定による承認

二十七 第三十八条の六の規定による申立ての受理、公示、通知、
調査、意見を述べる機会の付与、配当表の作成及び換価

二十八 第三十八条の七及び同条第五項において準用する第三十八
条の六の規定による申立ての受理、公示、通知、承認、調査、意
見を述べる機会の付与及び配当表の作成

4 | 前項第十七号及び第十八号に規定する権限で営業所等(少額短期
保険業者の本店等以外の営業所、事務所その他の施設又は少額短期
保険業者の子法人等(法第二百七十二条の二十二第二項に規定する
「子法人等」をいい、その施設を含む。))若しくは少額短期保険業
者から業務の委託を受けた者(その施設を含む。))をいう。以下こ
の項及び次項において同じ。)に関するものについては、前項に規
定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該営業所等の所在地

を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

5 | 前項の規定により、少額短期保険業者の営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該少額短期保険業者の本店等又は当該営業所等以外の営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該営業所等以外の営業所等に対し、検査等を行うことができる。

6 | 長官権限のうち次に掲げるものは、少額短期保険業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

一 | 法第二百七十二条の三十一第一項及び第二項ただし書の規定による承認

二 | 法第二百七十二条の三十一第三項の規定による届出の受理

三 | 法第二百七十二条の三十二第一項の規定による承認申請書の受理

四 | 法第二百七十二条の四十二第一項の規定による届出の受理

五 | 法第二百七十二条の四十三において準用する法第二百七十一条の三十三第一項第一号の規定による承認

7 | 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する少額短期保険業者に係るものを除く。）は、少額短期保険業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第二号及び第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げな

- い。
- 一 法第二百七十二条の三十一第四項の規定による命令
 - 二 法第二百七十二条の三十四第一項において準用する法第二百七十二條の十二の規定による報告及び資料の提出の命令
 - 三 法第二百七十二条の三十四第一項において準用する法第二百七十二條の十三第一項の規定による質問及び立入検査
 - 四 法第二百七十二条の三十四第一項において準用する法第二百七十二條の十四の規定による命令
 - 五 法第二百七十二条の三十四第一項において準用する法第二百七十二條の十六第一項の規定による命令及び承認の取消し
- 8| 前項第二号及び第三号に掲げる権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、少額短期保険主要株主の主たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合）も行うことができる。
- 9| 第七項第二号及び第三号に規定する権限で少額短期保険主要株主の従たる事務所等に関するものについては、前二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合）も行うことができる。
- 10| 少額短期保険主要株主（少額短期保険主要株主であつた者を含み、外国人又は外国法人であるものに限る。以下この項において同じ。）で国内に事務所その他の施設を有するものについては国内における主たる事務所等を主たる事務所等と、少額短期保険主要株主で

国内に事務所その他の施設を有しないものについては主たる事務所等が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなして、前二項の規定を適用する。

11 長官権限のうち次に掲げるものは、少額短期保険業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第二百七十二條の三十五第一項及び第三項ただし書の規定による承認

二 法第二百七十二條の三十五第二項及び第四項の規定による届出の受理

三 法第二百七十二條の三十六第一項の規定による承認申請書の受理

四 法第二百七十二條の三十九第一項及び第四項ただし書の規定による承認

五 法第二百七十二條の三十九第二項の規定による申請書の受理

六 法第二百七十二條の四十二第二項の規定による届出の受理

七 法第二百七十二條の四十三において準用する法第二百七十一條の三十三第二項第一号の規定による承認

八 第三十八條の十五本文の規定による届出の受理及び同条ただし書の規定による承認

12 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する少額短期保険業者に係るものを除く。）は、少額短期保険業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第三

号及び第四号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第二百七十二条の三十五第五項の規定による命令
- 二 法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十四第一項の規定による業務報告書等の受理
- 三 法第二百七十二条の四十第二項において準用する法第二百七十一条の二十七の規定による報告及び資料の提出の命令
- 四 法第二百七十二条の四十第二項において準用する法第二百七十一条の二十八第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査
- 五 法第二百七十二条の四十第二項において準用する法第二百七十一条の二十九第一項及び第二項の規定による命令
- 六 法第二百七十二条の四十第二項において準用する法第二百七十一条の三十第一項及び第四項の規定による命令及び承認の取消し

13 前項第三号及び第四号に掲げる権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、少額短期保険持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

14 第十二項第三号及び第四号に規定する権限で支店等（少額短期保険持株会社の主たる事務所以外の事務所その他の施設又は少額短期保険持株会社の子法人等（法第二百七十二条の四十第二項に規定する子法人等をいい、その施設を含む。）若しくは少額短期保険持株会社から業務の委託を受けた者（その施設を含む。）をいう。以下この項において同じ。）に関するものについては、前二項に規定す

る財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

15 少額短期保険業者を子会社とする外国の持株会社で国内に事務所を有するものについては国内における主たる事務所を主たる事務所と、少額短期保険業者を子会社とする外国の持株会社で国内に事務所を有しないものについては主たる事務所が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなして、前二項の規定を適用する。

16 金融庁長官は、第一項、第三項、第七項及び第十二項の指定をした場合には、その旨を官報で告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

（保険募集人等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十七条の三 長官権限のうち次に掲げるものは、特定保険募集人（法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第七号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第二百二十七条第一項第八号、第二百九条第九号、第二百三十四号第八号及び第二百七十二号の二十一第一項第六号の規定による届出（特定保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。）のうち内閣府令で定めるものの受理

二 法第二百七十六条、第二百七十八条第一項及び第二百八十条第

（新設）

二項の規定による登録並びに法第二百七十九条第一項の規定による登録の拒否

三 法第二百七十七条第一項の規定による登録申請書の受理並びに法第二百八十条第一項及び第三百二条の規定による届出の受理（日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）第五条第二項後段の規定により損害保険代理店とみなされる日本郵政公社（次項において「公社」という。）に係るものを除く。）

四 法第二百七十八条第一項の規定による生命保険募集人登録簿、損害保険代理店登録簿及び少額短期保険募集人登録簿の備付け

五 法第二百七十八条第二項、第二百七十九条第二項及び第四項、第二百八十条第二項並びに第三百八条第二項の規定による通知

六 法第二百七十九条第二項の規定による出頭の要求、証拠の提出の機会の付与及び意見の聴取

七 法第三百五条の規定による報告及び資料の提出の命令並びに立入検査及び質問

八 法第三百六条の規定による命令

九 法第三百七条第一項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止の命令

十 法第三百七条第二項の規定による公告及び登録の取消し

十一 法第三百八条第一項の規定による登録の抹消

2| 長官権限のうち公社に係る法第三百二条の規定による届出の受理は、当該届出に係る役員又は使用人の所属する公社の事務所その他の事業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局

の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。

3 長官権限のうち次に掲げるものは、保険仲立人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第二百八十六条、第二百八十八条第一項及び第二百九十条第二項の規定による登録並びに法第二百八十九条第一項の規定による登録の拒否

二 法第二百八十七条第一項及び第三百四条の規定による書類の受理並びに法第二百九十条第一項、第二百九十一条第三項、第五項及び第八項並びに第三百二条の規定による届出の受理

三 法第二百八十八条第一項の規定による保険仲立人登録簿の備付け

四 法第二百八十八条第二項並びに第二百八十九条第二項及び第四項の規定による通知

五 法第二百八十八条第三項の規定による公衆への縦覧

六 法第二百八十九条第二項の規定による出頭の要求、証拠の提出の機会の付与及び意見の聴取

七 法第二百九十一条第四項及び第二百九十二条第二項の規定による供託の命令

八 法第二百九十一条第十項及び第二百九十二条第一項の規定による承認

- 九 法第二百九十一条第一項の規定による指定
- 十 法第三百五条の規定による報告及び資料の提出の命令並びに立入検査及び質問
- 十一 法第三百六条の規定による命令
- 十二 法第三百七条第一項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止の命令
- 十三 法第三百七条第二項の規定による公告及び登録の取消し
- 十四 法第三百八条第一項の規定による登録の抹消
- 4 第一項第一号及び第七号並びに前項第十号に掲げる権限で特定保険募集人又は保険仲立人（以下この項及び次項において「特定保険募集人等」という。）の主たる事務所以外の事務所（以下この項及び次項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該特定保険募集人等の当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 5 前項の規定により、特定保険募集人等の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め又は立入検査若しくは質問（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定保険募集人等の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限、第二項に規定す

る長官権限及び第三項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

7 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を官報で告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

改正案	現行
<p>（特定証券業務を行う者）</p> <p>第十八条 法第六十五条の二第十一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 生命保険募集人（保険業法第二条第十九項に規定する生命保険募集人をいう。次号において同じ。）たる個人（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社の役員及び使用人を除く。）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 損害保険代理店（保険業法第二条第二十一項に規定する損害保険代理店をいう。以下この項において同じ。）たる個人</p> <p>四 六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（特定証券業務を行う者）</p> <p>第十八条 法第六十五条の二第十一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 生命保険募集人（保険業法第二条第十七項に規定する生命保険募集人をいう。次号において同じ。）たる個人（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社の役員及び使用人を除く。）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 損害保険代理店（保険業法第二条第十九項に規定する損害保険代理店をいう。以下この項において同じ。）たる個人</p> <p>四 六 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（基礎控除の額が十億円となる相互会社等の範囲）</p> <p>第十九条 法第十八条第一項第一号イに規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 基金（保険業法（平成七年法律第百五号）第五十六条（基金償却積立金の積立て）の規定により積み立てられた基金償却積立金を含む。）の総額が一億円を超える同法第二条第五項（定義）に規定する相互会社</p> <p>二 保険業法第二条第十項に規定する外国相互会社</p>	<p>第十九条 削除</p>

改正案	現行
<p>（検査局の所掌事務）</p> <p>第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一 金融機関（法第四条第三号イ及びハからホまでに掲げる者をいう。）並びに銀行持株会社及び保険持株会社（<u>保険業法第二百七十二條の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を含む。</u>）の業務及び財産の検査に関すること。</p> <p>次条第一項第一号ト及び第二十二條第一項第一号ロにおいて同じ。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査に関すること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人</p> <p>ニ・ソ （略）</p> <p>（監督局の所掌事務）</p> <p>第四条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる者の監督に関すること。</p> <p>イ・ホ （略）</p>	<p>（検査局の所掌事務）</p> <p>第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一 金融機関（法第四条第三号イ及びハからホまでに掲げる者をいう。）並びに銀行持株会社及び保険持株会社の業務及び財産の検査に関すること。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査に関すること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 生命保険募集人、損害保険代理店及び保険仲立人</p> <p>ニ・ソ （略）</p> <p>（監督局の所掌事務）</p> <p>第四条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる者の監督に関すること。</p> <p>イ・ホ （略）</p>

<p>2 (略)</p> <p>二〇六 (略)</p> <p>ヘ・ト (略)</p> <p>ホ 生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人</p>	<p>ヘ 保険業を行う者</p> <p>ト〇リ (略)</p> <p>又 生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人</p> <p>ル〇ク (略)</p> <p>二〇十三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険課の所掌事務)</p> <p>第二十二条 保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる者の監督に関すること。</p> <p>イ 保険業を行う者</p> <p>ロ〇ニ (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>二〇六 (略)</p> <p>ヘ・ト (略)</p> <p>ホ 生命保険募集人、損害保険代理店及び保険仲立人</p>	<p>ヘ 生命保険業又は損害保険業を営む者</p> <p>ト〇リ (略)</p> <p>又 生命保険募集人、損害保険代理店及び保険仲立人</p> <p>ル〇ク (略)</p> <p>二〇十三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険課の所掌事務)</p> <p>第二十二条 保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる者の監督に関すること。</p> <p>イ 生命保険業又は損害保険業を営む者</p> <p>ロ〇ニ (略)</p>

○ 疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）

改正案	現行
<p>（金融機関等の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、同条第十八項に規定する少額短期保険業者、証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条二号に規定する外国証券会社、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十二項に規定する証券金融会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、共済水産業協同組合連合会、信託会社、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者（次条において「信託受益権販売業者」という。）、無尽会社、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四十四号）第二条第二項に規定する抵当証券業者（次条において「抵当証券業者」という。）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第五項に規定する商品投資販売業者（次条において「商品投資販売業者」という。）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八</p>	<p>（金融機関等の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条二号に規定する外国証券会社、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十二項に規定する証券金融会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、共済水産業協同組合連合会、信託会社、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者（次条において「信託受益権販売業者」という。）、無尽会社、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四十四号）第二条第二項に規定する抵当証券業者（次条において「抵当証券業者」という。）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第五項に規定する商品投資販売業者（次条において「商品投資販売業者」という。）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）以下「貸金業規制法」と</p>

年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十二項に規定する金融先物取引業者（次条において「金融先物取引業者」という。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者（次条において「参加者」という。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）、同法第二条第四項に規定する口座管理機関（次条において「口座管理機関」という。）及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。）第二十二条の三に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。）とする。

いう。）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十二項に規定する金融先物取引業者（次条において「金融先物取引業者」という。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者（次条において「参加者」という。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）、同法第二条第四項に規定する口座管理機関（次条において「口座管理機関」という。）及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。）第二十二条の三に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。）とする。

○ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）

改正案	現行
<p>（保険会社等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）</p> <p>第十一条 長官権限のうち保険会社並びに法第二条第十七号及び第十 七号の二に掲げる金融機関等（以下この条において「保険会社等」 という。）に対する長官検査等権限は、その本店又は主たる事務所 若しくは保険業法第八十七条第一項第四号に規定する日本におけ る主たる店舗（以下この条において「本店等」という。）の所在地 を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあ る場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁 長官が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（保険会社等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）</p> <p>第十一条 長官権限のうち保険会社及び法第二条第十七号に掲げる金 融機関等（以下この条において「保険会社等」という。）に対する 長官検査等権限は、その本店又は主たる事務所若しくは保険業法第 百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗（以下 この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長 （当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、 福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限 を行使することを妨げない。</p> <p>2 （略）</p>

○ 保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十五年六月六日政令第二百四十七号）

改正案	現行
<p>附則（平成一五年六月六日政令第二四七号） （財務局長等への権限の委任）</p> <p>第二条 保険業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。） 附則第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち改正法附則第五条第三項及び第六条第三項の規定による届出の受理（日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）第五条第二項後段の規定により損害保険代理店とみなされる日本郵政公社（次項において「公社」という。）に係るものを除く。）は、生命保険募集人（保険業法第二条第十九項に規定する生命保険募集人をいう。）、損害保険代理店（同法第二条第二十一項に規定する損害保険代理店をいう。）又は保険仲立人（同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。）の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。</p> <p>2／4（略）</p>	<p>附則（平成一五年六月六日政令第二四七号） （財務局長等への権限の委任）</p> <p>第二条 保険業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。） 附則第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち改正法附則第五条第三項及び第六条第三項の規定による届出の受理（日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）第五条第二項後段の規定により損害保険代理店とみなされる日本郵政公社（次項において「公社」という。）に係るものを除く。）は、生命保険募集人（保険業法第二条第十七項に規定する生命保険募集人をいう。）、損害保険代理店（同法第二条第十九項に規定する損害保険代理店をいう。）又は保険仲立人（同法第二条第二十一項に規定する保険仲立人をいう。）の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。</p> <p>2／4（略）</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、保険業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

（特定少額短期保険業者に係る解散等の認可をしない理由とならない保険契約）

第二条 保険業法等の一部を改正する法律（以下附則第六条までにおいて「改正法」という。）附則第十五条第十二項において準用する保険業法（次条及び附則第四条において「法」という。）第百五十三条第三項に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

- 一 改正法附則第十五条第十一項の認可の申請（次号において「申請」という。）の日において既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）
 - 二 申請の日において既に保険期間が終了している保険契約（申請の日において保険期間の途中で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。）
- （少額短期保険業に係る保険の保険金額）

第三条 改正法附則第十六条第一項に規定する政令で定める金額は、一の被保険者につき、次の各号に掲げる保険の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 人の死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約する保険であつて、第五号に掲げるもの以外の保険 千五百万円

二 法第三条第四項第二号イ、ロ、ニ又はホに掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによつて生ずることのある当該人の損害をてん補することを約する保険であつて、次号及び第四号に掲げるもの以外の保険 二百四十万円

三 重度障害保険（法第三条第四項第二号ロ又はニに掲げる事由のうち、人の重度の障害の状態として内閣府令で定めるもの）に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによつて生ずることのある当該人の損害をてん補することを約する保険であつて、次号に掲げるもの以外の保険をいう。以下この号及び次号において同じ。）のうち、同一の被保険者について引き受ける保険に重度障害保険及び第一号、次号又は第五号に掲げる保険が含まれる場合には、当該重度障害保険に係る保険金の支払又は損害のてん補（以下この条において「保険金の支払等」という。）により、第一号、次号又は第五号に掲げる保険

の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているもの 千
五百万円

四 特定重度障害保険（重度障害保険のうち、傷害を受けたことを原因とする人の重度の障害の状態に関するものをいう。以下この号において同じ。）のうち、同一の被保険者について引き受ける保険に特定
重度障害保険及び第一号、前号又は次号に掲げる保険が含まれる場合には、当該特定重度障害保険に係
る保険金の支払等により、第一号、前号又は次号に掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係
る金額に相当する部分が減額されることとされているもの 三千万円

五 傷害死亡保険（法第三条第四項第二号ハに掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれ
によって生ずることのある当該人の損害をてん補することを約する保険をいう。以下この号において同
じ。） 千五百万円（同一の被保険者について引き受ける保険に傷害死亡保険と第一号に掲げる保険が
含まれる場合に、当該傷害死亡保険に係る保険金の支払等により、第一号に掲げる保険の保険金額から
当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているものにあつては、三千万
円）

六 法第三条第五項第一号に掲げる保険 五千万円

(一の保険契約者に係る保険金額に関する経過措置)

第四条 改正法附則第十六条第一項の適用を受ける少額短期保険業者（附則第六条において「特定保険業者であつた少額短期保険業者等」という。）に係る法第二百七十二条の十三第一項に規定する政令で定める金額は、改正法の施行の日から起算して七年を経過する日までの間は、この政令による改正後の保険業法施行令第三十八条の九第一項の規定にかかわらず、一の被保険者当たり五千万円（当該一の被保険者について引き受けるすべての保険のうちに低発生率保険（同項に規定する低発生率保険をいう。以下この条において同じ。）を含むものがある場合には、一億円（当該一の被保険者当たりの低発生率保険に係る保険金額の合計額及び低発生率保険以外の保険に係る保険金額の合計額がそれぞれ五千万円以下である場合に限り。）とする。

2 前項の場合において、一の保険契約者に係る被保険者の総数は、百人を超えてはならず、一の被保険者当たりの前条各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額は、それぞれ当該各号（当該一の被保険者について引き受けるすべての保険のうちに低発生率保険を含むものがある場合にあっては、同条第六号

を除く。)に定める金額を超えてはならない。

(特定保険業者に関する権限の委任)

第五条 改正法附則第三十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(次条において「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、特定保険業者(改正法附則第二条第三項に規定する特定保険業者(第二号の場合にあつては、特定保険業者になろうとする同条第二項に規定する者を含む。))をいう。次条において同じ。)の本店等(本店又は主たる事務所をいう。次条において同じ。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一 改正法附則第二条第四項の規定による承認

二 改正法附則第三条第一項及び第三項の規定による届出の受理

三 改正法附則第四条第六項の規定による公衆への縦覧

四 改正法附則第四条第十三項の規定による承認

(特定少額短期保険業者等に関する権限の委任)

第六条 長官権限のうち次に掲げるもの(金融庁長官の指定する特定少額短期保険業者(改正法附則第十五

条第三項に規定する特定少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。）又は特定保険業者であつた少額短期保険業者等に係るものを除く。）は、特定少額短期保険業者又は特定保険業者であつた少額短期保険業者等の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

- 一 改正法附則第十五条第三項、第十一項、第十三項及び第十六項の規定による認可
- 二 改正法附則第十五条第四項の規定による承認
- 三 改正法附則第十六条第三項、第十二項及び第十八項の規定による届出の受理
- 四 改正法附則第十六条第五項の規定による承認
- 五 改正法附則第十六条第七項の規定による確認
- 六 改正法附則第十六条第八項の規定による承認の取消し

（証券取引法施行令の一部改正）

第七条 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「第二条第十七項」を「第二条第十九項」に改め、同項第三号中「第二条第十

九項」を「第二条第二十一項」に改める。

(地価税法施行令の一部改正)

第八条 地価税法施行令(平成三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

(基礎控除の額が十億円となる相互会社等の範囲)

第十九条 法第十八条第一項第一号イに規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 基金(保険業法(平成七年法律第百五号)第五十六条(基金償却積立金の積立て)の規定により積み立てられた基金償却積立金を含む。)の総額が一億円を超える同法第二条第五項(定義)に規定する相互会社

二 保険業法第二条第十項に規定する外国相互会社

(金融庁組織令の一部改正)

第九条 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「保険持株会社」の下に、「(保険業法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短

期保険持株会社を含む。次条第一項第一号ト及び第二十二條第一項第一号ロにおいて同じ。」を加え、同条第三号ハ中「損害保険代理店」の下に「、少額短期保険募集人」を加える。

第四条第一項第一号へを次のように改める。

へ 保険業を行う者

第四条第一項第一号又中「損害保険代理店」の下に「、少額短期保険募集人」を加える。

第二十二條第一項第一号イを次のように改める。

イ 保険業を行う者

第二十二條第一項第一号ホ中「損害保険代理店」の下に「、少額短期保険募集人」を加える。

(疑わしい取引の届出に関する政令の一部改正)

第十条 疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「外国保険会社等」の下に「、同条第十八項に規定する少額短期保険業者」を加える。

(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部改

正)

第十一条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「及び法第二条第十七号」を「並びに法第二条第十七号及び第十七号の二」に改める。

（保険業法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十二条 保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第二条第十七項」を「第二条第十九項」に、「第二条第十九項」を「第二条第二十一項」に、「第二十一条」を「第二十五条」に改める。

理由

保険業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、保険業の定義から除かれるもの並びに少額短期保険業者に係る保険の保険金額、收受する保険料の基準、最低資本の額及び供託に係る手続等について定めるほか、所要の規定の整備を行う必要があるからである。